

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
知事事務部局	本庁 企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 ILC推進局長 出納局長 技監 副部長 副室長 副局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席ふるさと振興監 地域振興室長 国際室長 交通政策室長 科学・情報政策室長 三陸防災復興プロジェクト2019推進室長 台風災害復旧復興推進室長 ラグビーワールドカップ2019推進室長 オリンピック・パラリンピック推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 定住推進・雇用労働室長 ものづくり自動車産業振興室長 競馬改革推進室長 県産米戦略室長 首席ILC推進監 総括課長 総括調査監 調査監 報道監 職員育成監 総務事務センター所長 政策監 調整監 ふるさと振興監 地域振興監 地域連携推進監 国際監 総括プロジェクト推進監 医師支援推進監 県産米戦略監 県産米生産振興監 県産米販売推進監 会計指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 給与人事担当課長 組織担	知事事務部局 本庁 企画理事 部長 復興局長 会計管理者 ILC推進局長 出納局長 統括調査監 理事 技監 副部長 副局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 首席ふるさと振興監 地域振興室長 県北・沿岸振興室長 国際室長 交通政策室長 科学・情報政策室長 台風災害復旧復興推進室長 オリンピック・パラリンピック推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 子ども子育て支援室長 医師支援推進室長 定住推進・雇用労働室長 ものづくり自動車産業振興室長 観光・プロモーション室長 競馬改革推進室長 県産米戦略室長 首席ILC推進監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センター所長 地域企画監 国際監 医師支援推進監 競馬改革推進監 県産米戦略監 会計指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 給与人事担当課長 組織担当課長 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査（部局等又は出納局の主	

		<p>当課長 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担 当課長 審査課長 主任主査及び主査 (部局等又は出納局の主管室課等にお いて人事、給与又は服務に関する事務 を担当する者に限る。) <u>秘書広報室</u> の主任主査及び主査(調査に関する事 務を担当する者に限る。) 秘書課の 主任主査及び主査(秘書の事務を担当 する者に限る。) 総務室の主任主査 及び主査(法務に関する事務を担当す る者に限る。) 人事課の給与人事又 は組織に関する事務を担当する主任主 査及び主査並びに人事又は給与に関す る事務を担当する主任及び当該事務の 企画を担当する主事 財政課の主任主 査及び主査(財政改革又は予算調製に 関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理 に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長</p>
		[略]
教 育 委 員 会 の 事 務 局 等	本庁	<p>教育次長 教育企画室長 総括課長 教育企画推進監 課長及び担当課長(室 及び課内の人事、給与又は服務に関 する事務を総括する者に限る。) 人 事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 高校改革課長 教育企画室の主任主 査及び主査(秘書の事務を担当する者 に限る。) 教職員課の人事、給与又 は服務に関する事務を担当する主任主 査、主査及び主任並びに当該事務の企 画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事</p>
		[略]
教 育 機	[略]	
	図書館	[略]

		<p>管室課等において人事、給与又は服務 に関する事務を担当する者に限る。) <u>政策企画部</u>の主任主査及び主査(調 査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書 の事務を担当する者に限る。) 総務 室の主任主査及び主査(法務に関する 事務を担当する者に限る。) 人事課 の給与人事又は組織に関する事務を担 当する主任主査及び主査並びに人事又 は給与に関する事務を担当する主任及 び当該事務の企画を担当する主事 財 政課の主任主査及び主査(財政改革又 は予算調製に関する事務を担当する者 に限る。) 管財課の主任主査及び主 査(庁舎管理に関する事務を担当する 者に限る。) 並びに守衛長</p>
		[略]
教 育 委 員 会 の 事 務 局 等	本庁	<p><u>教育局長</u> 教育次長 教育企画室長 総括課長 教育企画推進監 課長及び 担当課長(室及び課内の人事、給与又 は服務に関する事務を総括する者に限 る。) 人事給与担当課長 厚生福利 担当課長 小中学校人事課長 県立学 校人事課長 高校改革課長 教育企画 室の主任主査及び主査(秘書の事務を 担当する者に限る。) 教職員課の人 事、給与又は服務に関する事務を担当 する主任主査、主査及び主任並びに当 該事務の企画を担当する主事 首席經 営指導主事 主任経営指導主事 経営 指導主事</p>
		[略]
教 育 機	[略]	
	図書館	[略]
	博物館	館長

関		
	中学校	[略]
	[略]	
[略]		

関	<u>美術館</u>	<u>館長</u>
	中学校	[略]
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。